

令和6年6月定例会 まちづくり常任委員会会議録	
招 集 月 日	令和6年6月11日（火）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和6年6月11日（火） 午前9時02分
閉 会 日 時	令和6年6月11日（火） 午後2時05分
委 員 長	橋 本 稔
委員会出席委員	
委 員 長	橋 本 稔
副 委 員 長	小 泉 晋 史
委 員	秋 谷 修 織 田 京 子 金 子 雄 一 矢 島 洋 文
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 6 1 号	鴻巣市建築確認申請等手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6 2 号	市道の路線の廃止について	原案可決
第 6 3 号	市道の路線の認定について	原案可決
第 6 4 号	鴻巣市水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6 5 号	鴻巣市下水道条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6 6 号	令和 6 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号）	原案可決

委員会執行部出席者

（都市建設部）

都市建設部長	五十嵐 剛
都市建設部副部長	矢 部 正 樹
都市建設部副部長	堀 岳 夫
都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長	山 崎 淳 一
都市建設部参事兼市街地整備課長	秋 山 信 行
都市建設部参事兼道路課長	小 林 勝
建築住宅課長	中 島 隆 晶
都市計画課・産業団地プロジェクト副参事	島 田 幸 男
道路課副参事	山 崎 忠 義
道路課副参事	酒 井 孝 之

（上下水道部）

上下水道部長	中 根 治 人
上下水道部副部長	大 堀 勝 彦
経營業務課長	伊 藤 正 一
水道課長	山 崎 眞 也
下水道課長	田 口 裕 一
経營業務課副参事	矢 澤 恭 子
水道課副参事	大 網 岳 志
下水道課副参事	田 中 希

吹上支所長	田 島 盛 明
川里支所長	山 縣 一 公

書 記 藤 平 美由紀

書 記 大 谷 直 樹

（開会 午前 9 時 0 2 分）

（委員長）ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。金子雄一委員と矢島洋文委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第61号 鴻巣市建築確認申請等手数料徴収条例の一部を改正する条例、議案第62号 市道の路線の廃止について、議案第63号 市道の路線の認定について、議案第64号 鴻巣市水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例、議案第65号 鴻巣市下水道条例の一部を改正する条例、議案第66号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分の議案6件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第62号及び議案第63号を議題とし、執行部からの説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。

そのほかの議案については、議案番号順にそれぞれ執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、質疑については、質疑する内容をよく整理していただき、議案第66号についてはページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

（異議なし）

（委員長）ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係ない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第62号及び議案第63号について、一括して執行部の説明を求めます。

（都市建設部参事兼道路課長）おはようございます。議案第62号及び議

案第63号は、市道の路線の廃止及び認定について、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

関連がございますので、一括してご説明いたします。初めに、議案及びタブレットに格納させていただいております図面ナンバー1の市道廃止図を御覧ください。市道K—562号線でございますが、起点を鴻巣市上谷字西ヶ崎148番1地先とし、終点を鴻巣市上谷字西ヶ崎146番地先とします。幅員2.00メートル、延長30.40メートルの路線で、市有財産処分に伴い廃止するものです。

続きまして、次のページの図面ナンバー2、市道認定図及び路線の認定につきましては、公図の写しも併せて御覧ください。市道B—1034号線でございますが、起点を鴻巣市松原2丁目4368番1地先とし、終点を鴻巣市松原2丁目4368番7地先とします。幅員6.00メートル、延長50.18メートルの路線で、開発事業による道路の帰属に伴い認定するものです。

続きまして、次のページの図面ナンバー3、市道認定図を御覧ください。起点を鴻巣市筑波1丁目71番26地先とし、終点を鴻巣市筑波1丁目71番14地先とします。幅員4.50メートル、延長115.08メートルの路線で、開発事業による道路の帰属に伴い認定するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時07分）

（開議 午後零時57分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第62号及び議案第63号について質疑を求めます。質疑はありませんか。

（矢島）では、議案第62号についてですが、今日の現場もそうなのですが、以前も少しその話を現場でしたことがあるのですが、不特定多数の人が何ら制限なしに使用しているとは思えない市道は本市

の中にどれくらいあるのか、突然の件数の質問ですので、分かればお聞かせください。

また、これらの市道について、先ほど言いましたように不特定多数の人が使用しているとは思えない、要は特定の人しか使用していないような市道について、当然市は、市道ですから、管理をしていると思うのですが、もし管理をしているとすれば、その費用、当然公費です。税金です。特定の人を使うために公費でその維持管理を賄うということについてはどのような見解を持っているのか、併せて伺います。

（都市建設部参事兼道路課長）まず、今ご質問のありました行き止まり道路でよろしいですか。行き止まり道路の路線数の数なのですけれども、大変申し訳ございません。ちょっと把握はしておりませんので、お願いしたいと思います。

維持管理のほうなのですけれども、こちら公衆用道路として認定はしておりますけれども、基本的には地先管理という考えの下、維持管理をしていただいております。

以上です。

（矢島）地先管理を行っていただいているということは、その利用者に管理をお願いをしているということでしょうか。もしそうだとすると、管理料というのは支払っているのでしょうか、伺います。

（都市建設部参事兼道路課長）すみません。地先管理というふうな考えなのですけれども、例えば除草ですとか、掃除をしてもらうとか、そういう維持管理で地先管理をしていただいております。また、認定しておりますことから、例えば舗装等の修繕等については、現地を確認して協議の上、行っていくものと考えております。

以上です。

（矢島）しつこいようで恐縮です。では、除草とか清掃に関して市が公費を支出していることはあるのでしょうか。

（都市建設部参事兼道路課長）今回現地見ていただいたところは、ほぼ1軒のご自宅ですので、ああいうところではありませんが、例えばこれが行き止まり道路で何軒もあるようなところで、例えば除草が必要な場

合が見受けられた場合には行っております。

以上です。

（矢島） ちょっとよく分からなかったのですが、要は維持管理の費用をその使用者、利用者なりに支払いをしているのか、それともボランティアでしていただいているのかということをお聞きいたします。

（都市建設部参事兼道路課長） 今お話しさせていただいたのは、ボランティア、無償で行っていただいております。例えば有償の場合に、またそのほかに例えば団体等の補助金等の要綱がございますので、それとはまた別に、今回の場合は個人なので、ボランティアでやっていただいている形になります。

以上です。

（矢島） では、ほぼ特定の人しか利用しない市道について、一義的には市が管理をしなければならないわけです。ただ、市もずっとそれに関わっているわけにはいかない。例えば利用者がもっと除草の回数を増やしてくれとか、清掃してくれとか、市道なのだから市が管理する責任があるのではないかとということで、もっと頻繁に除草してくれ、清掃してくれ、でも市はなかなかできない。では、私がやりますということでその使用者が除草なり清掃した場合に、市に対してその管理料なりを請求をする、されたということはあるのでしょうか。

（都市建設部参事兼道路課長） ございません。

（矢島） 以前に私が質問したときに、そういった道路の払下げに関しては、市は積極的にその払下げに関しての相手方に対して行動は取らないということでしたけれども、そういったことを考えると、やはり資産管理課とも協議をして、そういう特定の者しか使用しないような施設については積極的に払下げを考える必要があると思いますが、見解を伺います。

（都市建設部参事兼道路課長） 今回のような行き止まり道路、個人の宅に入る街道のようなものというのは、道路課で全て、約7,000路線ございますので、それを全て把握することができません。なので、そこら辺は

積極的に払下げをしていくという考えは現在ございません。申し訳ございません。

（矢島）続きまして、議案第63号です。市道の認定に当たって、今回のようなケースの場合でも施工業者の出席を求めない理由について、見解を伺います。

（都市建設部参事兼道路課長）本日委員の皆様には現地の確認をしていただきましたが、こちら開発に伴う帰属を既に市のほうで受けておりますため、業者の出席を求めておりません。

以上です。

（矢島）それでは、帰属の法的な効果について、要は権利義務に関して、帰属というのはどういうことなのか説明願います。

（都市建設部参事兼道路課長）帰属とは、都市計画法32条において、開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならないとありますことから、施設管理者、例えば道路であれば道路課のほうと協議が調った上で受けているのが帰属となります。

以上です。

（矢島）ちょっとイメージできなかったのですけれども、それは事前の約束手的な意味合いなのでしょうか。

（都市建設部参事兼道路課長）開発事前協議が出された段階で様々な部署と協議をしております。その中で安全対策や、あと必要な施設のほうを協議しておりまして、それが調ったものですので、事前の協議をした上での約束となりますか、そんな形で捉えております。

以上です。

（矢島）帰属という事実が発生するタイミングというのは、どのタイミングなのでしょうか。

（建築住宅課長）帰属日のタイミングというご質問でございますけれども、こちらにつきましては都市計画法の40条の第2項で決まっております、これが開発工事が終わりました完了検査を受けると公告をするのですが、その公告日の翌日が帰属日ということで、この40条の2項のほ

うで決まっております。

以上です。

（矢島）では、その公告を受けると、その施設については市の所有物になるのでしょうか。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1 時 0 8 分）

（開議 午後 1 時 0 9 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（建築住宅課長）先ほどの質問につきましてお答えします。

公告日の翌日に帰属ということになりますけれども、その帰属の時点で市が所有しているのかというご質問でございますけれども、所有についてはその帰属を受けた日が所有日という形になります。ただし、登記については、その後手続を行いますので、その後の日付で登記されるというような形になります。

以上です。

（矢島）理解できました。であれば、例えば今日のような形で認定の作業に当たるに当たって、もしその路線に瑕疵が見受けられた場合にはどのような手続を取っていくのでしょうか。業者も出席していませんし、それは市への帰属物だという状況の中で、どういうふうにその瑕疵のある施設について対応していくのかお聞かせください。

（都市建設部参事兼道路課長）こちらの約款のほうで1年間瑕疵担保というのが条項がございます。その中で、例えば今日委員さんに見ていただいて、これ直したほうがいいのではないのかなというのがあれば、うちのほうから業者さんのほうにお願いして直してもらう形になります。

（矢島）それでは、少し質問を変えまして、帰属と市道の認定、帰属と認定の関係性について説明をお願いします。

（都市建設部参事兼道路課長）都市計画法第40条第2項の規定では、都市計画法第32条による開発協議を受け、同意を得た公共施設は管理すべ

き地方公共団体に帰属するとありますことから、帰属を受けたものについては、例えば道路ですね、鴻巣市の道路認定基準要綱の認定基準に該当する場合に道路認定をさせていただいております。

以上です。

（矢島）非常に複雑なのですけれども、認定基準があるということ。では、帰属を受けるか受けないかの基準というのはないのでしょうか。まず、帰属を受けるか受けないかがあって、その後に認定ということになるのかなと、順番ではそういうふうに私は思うのですけれども、その帰属の基準と認定の基準は同じなのか、違うのか、その辺も含めてこの関係性についての説明をお願いします。

（都市建設部参事兼道路課長）開発基準の中に道路の組成ですとか、側溝整備とか、そこら辺のことが示されておりまして、その基準にのっとって造っていただいている場合には、基準をクリアしているという形で帰属を受けます。ただ、例えば道路の組成とかもそうですけれども、安全対策ですとか周囲の状況も踏まえて、そちらが安全であれば受けるという形で考えております。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1 時 1 3 分）

_____ ◇ _____

（開議 午後 1 時 1 4 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（都市建設部参事兼道路課長）大変申し訳ございませんでした。認定しないものですね。

（認定の基準の声あり）

（都市建設部参事兼道路課長）認定の基準ですか。ごめんなさい。認定基準ですね。鴻巣市道路認定基準要綱の中で都市計画法第40条第2項、先ほどの帰属の関係ですね、帰属し、所有権移転登記がなされたものですとか、あと土地区画整理法とか、土地改良法とか、いろいろなもとに基づいて所有権が移転されたものに関しては認定するというような形で

要綱の認定基準にうたわれております。ただし、先ほど委員さんがおっしゃっている不特定多数が通ることができない行き止まり道路に関しては、内規のほうで認定をしないという形で取っております。

以上です。

（矢島）すみません。例えば時系列で示されているわけではない、自分の頭の中でもよく絵が描けないのですけれども、帰属を受けて所有権移転の次に認定をするわけではないですよ。帰属を受けて認定して登記の変更とかをする。どういう手順なのでしょうか。そのスケジュール的なものについてお聞かせください。

（都市建設部参事兼道路課長）例えば先ほど見ていただいた松原のほうの案件でいきますと、開発の許可日が令和5年8月18日になっております。その後に道路用地の帰属が令和6年2月15日です。帰属を受けた日の翌日に公告しておりますという形になりますので、その後に認定は最後と、所有権移転はもう行われておりますので、その後、認定は最後になります。

（矢島）ということは、議会で認定をする前に所有権の移転は済ませてしまうということです。そうすると、もし議会で可決されなかったら、その市道にしたかった施設というのはどういう取扱いに、どういう施設……道路のような形をした施設。どういう位置づけになるのでしょうか。

（建築住宅課長）道路を造る目的の一つとして、建築物を造るための接道を取るための道路要件というのがございますけれども、道路認定することで建築基準法の道路ということになりますけれども、道路認定がされなかった場合、その場合は、こちらの道路については都市計画法上の道路という位置づけになりまして、建築基準法の42条の1項2号という規定に適合するような道路ということになりますので、認定がされなかった場合でも建築物の接道要件を満たす道路という形で取扱いをすることができますので、その建築物を造るための目的の道路としての目的はそれで達成しているという形になります。

以上です。

（矢島） ちょっと話戻すのですけれども、帰属の基準と認定の基準というのは同じかどうかという、先ほどちょっと質問したと思うのですけれども、明確なちょっと答弁がなかったと思うのですけれども、帰属の基準と認定の基準は同じなのか、違うのか、お聞かせください。

（都市建設部参事兼道路課長） 帰属に関しては、すみません、先ほども申しておりますが、都市計画法32条の同意、協議をして同意を受けたときに、その要件を満たしていれば、当然に権利が市のほうに与えられるというのがその帰属の認定となります。

（何事か声あり）

（都市建設部参事兼道路課長） すみません。申し訳ないです。帰属に関しては、行き止まり道路でも帰属を受けるところです。認定に関しましては、道路利用者がほぼ限定されて不特定多数の通行があると言えないため、認定をしないと。あくまで道路のほうは不特定多数の方が通る道路に関して認定をかけるという形です。

（矢島） では、最後の質問です。

今までに帰属を拒否した例というのは何件くらいあるのか。もしあるとすれば、直近でもいいのですけれども、具体的な例を挙げてください。

（都市建設部参事兼道路課長） 帰属を受けなかった例ですけれども、最近では令和3年度に、水路沿いの道路で水路の転落防止柵が不十分だったということで、協議を行ったのですけれども、相手方からいい返事がいただけなく協議が調わなかったということで、こちらは帰属を受けていない事例もございます。

以上です。

（矢島） 安全性の問題で、転落防止柵を設置をしないから帰属は受けないではなくて、安全性のために転落防止柵を設置させるということではできなかったのでしょうか。

（都市建設部参事兼道路課長） あくまでこちらお願いとなるので、そこまで強くは言えなかったのですけれども。あくまでこちらとしてはお願いで、協議が調わなかったので、受け入れられませんでした。

（矢島） 水路沿いの道路でしたっけ。市には何ら強制権がないというこ

とでよろしいのでしょうか。最終確認です。

（都市建設部参事兼道路課長）都市計画法の34条は、あくまでお願いの協議なので、それに伴ってできない、例えば……

（何事か声あり）

（都市建設部参事兼道路課長）ごめんなさい。32条ですね。ごめんなさい。のほうはそういうことなので、お願いなので、そこはできなかった。ただ、やはり市民の方が今後認定して使っていく以上は、安全でないと私たち道路課としても維持管理できませんので、そこでお願いを聞いてもらえなかったため、受入れはできなかったという事実でございました。以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第62号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 鴻巣市建築確認申請等手数料徴収条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

（建築住宅課長）それでは、議案第61号 鴻巣市建築確認申請等手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

これは、建築基準法の一部改正に伴い、既存不適格となっている建築物について、大規模な修繕及び大規模な模様替えとなる省エネ改修などを行う場合の敷地と道路の関係における接道義務及び道路内における建築制限を緩和する規定が追加されたことから、当該緩和を受けるための認定申請に関わる手数料の種類及び金額を新たに設けるものです。

本条例の施行日につきましては、公布の日としております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（矢島）議案第61号ですが、法改正によって条例改正を行うということですが、法改正によって不適合建築物となるということですが、その不適合建築物についてはおおよそ、突然の質問ですので、分かればですけども、おおよその件数でも把握していれば、その件数についてお伺いします。

（建築住宅課長）既存不適格の建築物につきましては、建築基準法などの法令改正などで規定が施行または適用され、既存建築物が現行の法令に適合しなくなったものです。このたびの既存不適格の対象となる建築物につきましては、接道の義務や道路内の建築制限の規定が適用された都市計画決定日以前のものです。旧鴻巣地域では昭和29年から33年……失礼しました。旧鴻巣地域や吹上地域、こちらについては昭和29年から33年、川里地域では昭和44年の当時の鴻巣町、吹上町、川里村などの当時の建物、このうちその当時から接道の規定や道路内の建築制限に適合せずに現在に至った建物が対象となります。このため、当時の情報を確認したところ、都市計画決定以前の建物の情報につきましては、本市が

保管している昭和29年以降の台帳では165件が確認できました。しかし、詳細な図面等が残っていないため、このうち接道義務や道路内建築制限の規定に今現在不適格となっている建築物の数までは把握できていない状況でございます。

以上です。

（矢島） それでは、例えばこの新旧対照表を見ただけでは実際にどのような事象を想定しているのかというのが非常に専門家でないと分かりにくい、分かりにくいというか、想像できないのかなというふうに感じています。そこで、できましたら具体例を挙げて、こういうことかというのを示していただきたいと思います。

（建築住宅課長） このたびの法改正では、接道義務及び道路内建築制限の規定を満たさない既存不適格建築物において大規模な修繕等を行う場合に、その安全の担保などができることを特定行政庁が認定した場合、この場合に緩和が適用ということになっております。この認定ができるまでは、既存不適格建築物を大きく改修する際には、建物全体を現行法に適合させるための工事や接道の見直しをする必要があり、これらを満たせない場合はその大規模な修繕を断念せざるを得ませんでした。しかし、この認定を取ることで既存建築物の法適合、現行法への適合が不要となり、長寿命化や省エネ改修の促進が図られるというふうに考えられておるものです。

そして、今回の対象となる既存不適格建築物については、先ほど年代の古いものになりますというご説明させていただきましたが、具体的な例で申し上げますと、接道義務の観点でいきますと、京都の町家造りなどをちょっとイメージしていただければと思うのですが、大きな道路に面して敷地が細長く奥に続いているような土地において、その奥のほうに建つ建物、これが道路に接道を取るために細い路地で表の道路までつながっているような敷地がございますけれども、そちらの敷地については、細長く延びた敷地の路地上の幅が接道要件として2メートルの幅員が必要になるのですが、古いものですとこれが2メートル取れていないようなものがございます。そのような敷地においては、奥で建て替えとか、

大規模な修繕とか、そういった工事が行えないと、要は幅員を２メートル以上取らないと行えないというふうな状況に現在なっております。あるいは、今路地上の敷地と申し上げましたけれども、それが幅員が１．８メートル以下の道路である場合、これもその道路が法定外の道路となるため、やはり接道要件を満たさないということで、奥の敷地での建て替え等ができないという状況になってございます。

また、道路内建築制限につきましては、例えば２項道路の後退部分、こちらに建物の規定が、２項道路の規定がかかる都市計画決定以前の時点で軒とかひさしが出ているような場合、こちらについてもそちらの道路に出ている部分を取り壊すなどして取り除かないと建築物の建て替えなり改修ができないというふうな状況になってございます。これが既存不適格建築物の具体例ということになります。

（矢島） それでは、このような認定作業というのは何件くらい今後想定をしていますでしょうか。

（建築住宅課長） 先ほど件数、都市計画決定以前の件数が１６５件と申し上げましたけれども、これらのうち今申し上げたような既存不適格の状態になっているものが対象になる。さらに、それを大規模な修繕という工事を行うものがこの認定の対象になってまいりますので、数的にはかなり限られた数になるというふうには思っております。

以上です。

（矢島） それでは、２万７、０００円の手数料ですけれども、手数料については、受益者負担を目的としたものとか、実費負担を目的としたものというのが大きく分けるとあると思うのですけれども、この２万７、０００円はそのどちらを目的としているのか伺います。

（建築住宅課長） こちらの金額につきましては、過去３年における建築住宅課建築審査担当の人件費、それとその事務にかかると考えられる時間等から手数料を算定しておりますので、実際の事務に係る実費負担というふうに考えております。

以上です。

（矢島） 算出根拠については、その事務量という話でしたが、では各自

治体によって事務量となりますと算出額が異なると思います。各自治体で手数料も金額は異なるのでしょうか。

（建築住宅課長）埼玉県内の事例でございますけれども、埼玉県内、近隣市の状況でございますけれども、埼玉県、あと近隣の上尾市、桶川市、北本市の手数料についても2万7,000円と、今回の手数料と同額というふうに伺っております。

以上です。

（矢島）最後です。なぜ同額になってしまうのでしょうか。事務量については、それぞれの自治体で大きくとは言いませんけれども、異なると思いますけれども、同じ水準になる理由について最後にお伺いします。

（建築住宅課長）このたびの手数料につきましては、建築基準法の法改正によるものとなっております、全国一律で適用されるような事務ということで、その申請、審査にかかる時間についても大きな違いがないということで、手数料の額についてもほぼ同額というような状況になっていると考えております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第61号 鴻巣市建築確認申請等手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 鴻巣市水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(水道課長) 鴻巣市水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

これは、水道法の一部改正により水道整備、管理行政に関する事務の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたことに伴い条例中の大臣名を改めるものです。

また、水道法施行令及び水道法施行規則に定める布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されることから、これを参酌し、条例において規定している資格要件を改正するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) 本市においてこの条例改正前と改正後の対象となる職員数について伺います。

(水道課長) それでは、お答えいたします。

布設工事監督者のほうからご説明します。まず、旧要件では現在6人の職員がいます。そして、新要件を使った場合、これは1名増えて7名ということになります。

続きまして、水道技術管理者のほうを説明します。こちら旧要件でいきますと6名、新要件に関しても同じ6名ということになります。

以上です。

(矢島) 水道ですので、誰もが安心して何のためらいもなく蛇口をひねって口に入れるもので、とても大切な事業だと思います。その中で、水道に関する技術上の実務経験としているものを、ここでいうと水道等として新たに工業用水道ですとか、下水道とか、道路とか、河川に関する技術上の実務というふうに実務の範囲を大幅に広げていますけれども、

先ほども言いましたように何よりも安全性を要求される水道事業の中でこのように対象範囲を広げることに安全性の面で不安はないのか、見解を伺います。

（水道課長）今回の改正の中で2つの資格要件がございます。まず、布設工事監督者、こちらについては布設工事において施工監督を行う者ということで、主に水道の布設替えの工事ですとか、そういったところの監督をする者の資格になります。そして、もう一つの水道技術管理者、こちらについては、今矢島委員の言われる水道の品質のほう、こちらのほうに大きく関与する資格となりまして、こちらに関しましては施設基準の遵守ですとか、給水開始前の届出検査、給水装置の検査、水質検査、健康診断、衛生上の措置、台帳作成、給水の緊急停止、労働大臣命令に基づく給水の停止というふうに水道の品質のほうに大きく関与している資格になります。

そして、今回かなり資格要件が拡大されているというところがございますが、こちら水道技術管理者に関しましては、技術士の上下水道部門や1級土木施工管理技士といった国家資格のほうの要件が拡大されておりますので、そういった中でこういった国家試験を受けるに当たってもかなりの技術力というものが問われる部分でございます。それと、表でいうところの実務経験というのが、こちらが半数以上は水道の経験があることというふうに注意書きがありますので、例えば7年以上と言われれば3.5年、3年半は水道に関わっているというふうになりますので、水道に関する知識や経験も問題ないものというふうに考えております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第64号 鴻巣市水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 鴻巣市下水道条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

（下水道課長）それでは、議案第65号 鴻巣市下水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、国が進めるデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づき、アナログ規制である常駐・専任規制の見直しが行われたことから、排水設備指定工事店の排水設備工事責任技術者について、営業所または店舗ごとに専属する者から選任する者に見直すとともに、埼玉県内のほかの営業所または店舗において排水設備工事責任技術者を兼任できるよう改正するほか、文言の整理を行うものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（矢島）議案第65号ですが、人材確保ということにも大きな主眼を置いているやに伺いました。では、どれだけ人材不足というのがあるのか、それらの事象についてはどういうふうに認識をしているのか、もし鴻巣市においてそういうようなことがないのであれば、その人材確保云々という理由というのはなくなるのではないかなと思いますが、見解を伺います。

（下水道課長）お答えいたします。

下水道に限らず、建設業界では慢性的な人材不足、技術者不足が課題となっております。その中で、令和6年5月13日現在、鴻巣市下水道排水設備指定工事店は236の営業所等が登録されております。現在、登録されている営業所は増加傾向にあるところでございます。このようなことから、本市では排水設備工事責任技術者の人材不足の影響は今のところは見られておりません。しかしながら、本市に登録する指定工事店に専属された排水設備工事責任技術者は全体で532人いますが、1つの営業所において1人の排水設備工事責任技術者しか配属できていない営業所が約半数あることから、今後、技術者の高齢化が進む中で人材不足は課題になると考えております。

以上です。

（矢島）現在は人材不足の状況にはないというご答弁でした。ただ、今回の改正によって兼務が増えることにより、その者が過重労働になるのではないかとということを危惧しますけれども、その見解について伺います。

（下水道課長）お答えします。

責任技術者が鴻巣市とほかの自治体において兼任する場合、指定工事店の登録時に報告をされることとなりますが、1人の排水設備工事責任技術者がどのぐらいの数の現場を抱えるかについては把握するのが難しい状態でございます。また、これまでの条例の枠組みの中でも複数の現場を持つことが可能であったことから、今回の改正により直ちに過重労働につながるものとは考えておりませんが、労働環境の改善は技術者不足の解決の打開策となることから、各工事店において対策に取り組んでいただきたいと考えております。

以上です。

（矢島）そこまで理解をしているのであれば、例えば兼務件数の上限を市独自に設けるというふうなことはしないのでしょうか。

（下水道課長）現状においては、まだ考えておりません。

以上です。

（矢島）最後になりますけれども、いわゆる掛け持ちの状態が想定されるわけですが、緊急事態や不測の事態への対応ということに支障はないのか、見解を伺います。

（下水道課長）お答えします。

兼任することで緊急事態に支障はないのかということですが、責任技術者の職務は下水道条例で次のように規定されております。1つ目、排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理、2つ目、排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督、3つ目、排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認、4つ目、工事完了後の現場検査の立会い。これらの規定については、今回の条例改正によって変更はないことから、兼任する場合においてもこれらを遵守していただくことによって緊急時の対応等にも支障はないものと考えております。

以上です。

（金子）65号でございますけれども、これについては条例の見直しということでございますけれども、文言のちょっと確認なのですが、上から8行目ぐらいから6行ぐらいあるのですが、これについてちょっと整合性ということで考えると、確認ですが、住民票の次に、上から見ていきますと、次にということで書いてあると。次に、今度は第3号中、「営業所または店舗」を「営業所等」ということで、「等」というのがこれ店舗ということで、するとそれ以外にもあるのかどうか、そういうことも含めまして、あと次が「専属責任技術者名簿」、これも「専属」は抜いて「責任技術者名簿」と。これを簡単にそういうふうな形で、例えばそうすると帳票等も、書類等もこれを「専属」を抜いて責任者という形に改めるわけでしょうけれども、それと次ですが、書類の次にこのような文言を加えると。「並びに他の営業所等の」ということで整合性のあるものにすると、文章をですね、ということでしょうけれども、これと最後に同項第5号中、「専属する責任技術者の」ということで、これをやはり「選任する」と。専属すると選任するというのは、また何かちょっとニュアンスが違うのですが、こういうの

で整合性を保てるように文章を改めるということなのでしょうけれども、これ全体含めてこれを、第8条のここを直すと、例えば第8条の7の2項中とか、その後の第8条の12の第1項中のところについても、確かに上が直れば下も直って、それに応じてこのような形で文言を直すわけでしょうけれども、これを例えば言ったようにこういうことでこれから、令和6年、これから改正するわけでしょうけれども、これどのくらい、またこの整合性を保ったとしても、これが続くのかということも含めて、これを直す意義ということでちょっと理由をお聞きいたします。

（下水道課長）文言の整理の意義ということでよろしいでしょうか。今回、まず1つが国の示してくれている標準下水道条例、こちらのほうが改正ありまして、それに倣って改正した部分と、もともとの下水道課のほうで文言の整理が必要というふうに判断をして修正した部分ございます。その必要があるということで今回改正をしてございます。

以上です。

（織田）技術者についてなのですからけれども、技術者の不足にある傾向とか、不足はしていないよという技術者に対しての人数はどうなのでしょう。

（下水道課長）今の人数というのは、鴻巣市に登録している責任技術者の人数ということでよろしいですか。

（織田）はい、そうです。

（下水道課長）お答えいたします。

鴻巣市に登録している責任技術者につきましては532名の、鴻巣市の指定店に登録している、そこに配属されている責任技術者が532名おります。以上です。

（織田）本議会ではかの議員が質問したことに対して私がちょっとメモしたものが間違っているのかもしれない、ちょっと確認したいのですが、技術者が不足しているというようなお答えをいただいたような気がして、ちょっとメモしたのです。その技術者の数が532人というのも、これもメモしておいたのと同じ数なのですからけれども、そこで私が不足という言葉を書いたの、ちょっと私の聞き間違いだったのかどうか確認さ

せていただきたいと思ったのです。不足しているわけではない。

（委員長）本議会で不足しているって聞いたのは、それを再確認ということですか。

（織田）そうです。

（何事か声あり）

（織田）そうです。私の聞き間違いかもしれないので、ちょっと確認させていただきます。

（上下水道部長）当時の質問が……多分不足と……まだちょっと……

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1 時 5 6 分）

（開議 午後 2 時 0 1 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（上下水道部長）現在のところは532人ということなので、それほど不足してはおりませんが、先ほどの答弁のとおり今後不足するおそれがあることから、こういった改正が必要となります。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第65号 鴻巣市下水道条例の一部を改正する条例について、原案の

とおりに決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第66号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして、まちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉 会 午 後 2 時 0 5 分)